

議 会 運 営 委 員 会

令和7年9月3日（水）

個人一般質問終了後

開議 時 分

閉議 時 分

全員協議会室

出席者

〔委 員〕柳楽委員長、永見副委員長（代理：沖田議員）

肥後委員、村木委員、大谷委員、村武委員、川上委員、芦谷委員

〔議長団〕笹田議長、川神副議長

〔委員外議員〕

〔執行部〕山根総務部長、末岡総務課長、森山総務管理係長

〔事務局〕下間局長、濱見次長、森井庶務係長、久保田書記

議 題

1 令和7年9月浜田市議会定例会議について

(1) 追加付議事件及び付託案について

資料1

(2) その他

2 常任委員会が所管する事項の見直しについて

資料2

3 その他

令和 7 年 9 月浜田市議会定例会議 付議事件（追加分）

議案等（2 件）

〔同意 2 件〕

同意第 6 号 浜田市教育委員会委員の任命について

同意第 7 号 浜田市教育委員会委員の任命について

令和 7 年 9 月浜田市議会定例会議 付託先一覧（案）

【付託件数内訳】

総務文教委員会 2件

市長提出議案等（議案 2 件）

議案等番号	件 名	付託先等
同 意 第 6 号	浜田市教育委員会委員の任命について	総務文教委員会
同 意 第 7 号	浜田市教育委員会委員の任命について	総務文教委員会

常任委員会の所管見直しについて

<協議事項>

① 議員改選後の各常任委員会において、各議員が常任委員会の所管についてしっかりと意識を持って取り組み、2年後には結論を出す。

※ 議員改選後、試験的に総務文教委員会、福祉環境委員会双方に関連する調査・研究を行ってみるなどしながら。（例えば、不登校・発達障がい支援、貧困・虐待・ヤングケアラー等）

② 現任期中に採決（議会運営委員会において）を行って結論を出す。

※ 上下水道部についてもあわせて検討をお願いします。

〔参考〕これまで出た意見

①会派としての意見

- ・ 山水海・創風海・公明クラブ：下記のように見直す
- ・ 超党みらい：現行のまま

見直す場合の案		
常任委員会名	常任委員会名	所管する事項
山水海	総務自治委員会	市長公室、総務部、地域政策部、消防本部、会計課、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員及び各支所のこれらの関係課に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属さない事項
創風会	総務委員会	
公明クラブ	総務委員会	
山水海	文教厚生委員会	健康福祉部、市民生活部、上下水道部、教育委員会及び各支所のこれらの関係課に属する事項
創風会	福祉環境教育委員会	
公明クラブ	文教厚生委員会	
山水海	産業建設委員会 （現行のまま）	産業経済部、都市建設部、農業委員会、上下水道部及び各支所のこれらの関係課に属する事項
創風会		
公明クラブ		

②委員会としての意見

- ・ 総務文教委員会・福祉環境委員会：教育委員会を福祉環境委員会へ移管
上下水道部を産業建設委員会へ移管
- ・ 産業建設委員会：現行のまま

(案)

次期議会運営委員会への申し送り事項について

次期議会運営委員会において、下記の事項について十分な協議や検討を行っていただきますよう申し送ります。

記

1 議員定数の検討について

令和 11 年の改選時における議員定数の検討について、十分な議論ができるよう適切な時期に速やかに協議検討を始めるようお願いする。また検討にあたっては、人口動態や国勢調査等の最新データを踏まえ、多角的な視点から総合的に判断されたい。

2 自由討議の活用について

自由討議の機会はあるものの、十分な活用がなされていない状況であるため、議員間での合意形成の促進と議会機能の充実が図れるよう、委員会や全員協議会における自由討議の機会をさらに活用するための協議検討をお願いする。

浜田市議会申し合わせ事項の一部改正について

N0	変更事項	該当部分	現在	改正案
1	送り仮名修正	P3 第1章 会議 第1節 総則 (欠席、遅刻又は早退の届出)	(欠席、遅刻又は早退の届出) 1 会議の欠席、遅刻の届出は、やむを得ない場合、電話連絡等によることができる。この場合、事務局において届け出文書を作成する。	(欠席、遅刻又は早退の届出) 1 会議の欠席、遅刻の届出は、やむを得ない場合、電話連絡等によることができる。この場合、事務局において届 出 文書を作成する。(R7. 9. 29 修正)
2	現行の運用に合わせるよう必要な文言を追加	P9 第1章 会議 第7節 発言 (個人一般質問)	(個人一般質問) 1～2 〔略〕 3 質問の通告締切りは、定例会議初日の6日前(市の休日は含まない)の午前11時までとする。締切りを変更する場合は、議会運営委員会で決定する。 なお、締切り後、議長団及び議運正副委員長で通告内容をチェックした後、午後2時に執行部へ通知する。あわせて、浜田市議会ホームページで公開する(H30. 12. 19 修正)(R2. 9. 29 修正) 4～11 〔略〕	(個人一般質問) 1～2 〔略〕 3 質問の通告締切りは、定例会議初日の6日前(市の休日は含まない)の午前11時までとする。締切りを変更する場合は、議会運営委員会で決定する。 なお、締切り後、議長団及び議運正副委員長で通告内容をチェックした後、午後2時に 通告書 を執行部へ通知する。あわせて、 タブレット端末へ配布し 、浜田市議会ホームページで公開する。(H30. 12. 19 修正)(R2. 9. 29 修正) (R7. 9. 29 修正) 4～11 〔略〕
3	要綱へ集約するため削除	P11～12 第2章 請願及び陳情 (請願)	(請願) 1～13 〔略〕	(請願) 1～13 〔略〕 (R7. 9. 29 削除)
4	要綱へ集約するため削除	P12～13 第2章 請願及び陳情 (陳情)	(陳情) 1～12 〔略〕	(陳情) 1～12 〔略〕 (R7. 9. 29 削除)

5	要綱へ集約するため削除	P13 第2章 請願及び陳情 （請願・陳情の審査基準） （採択した請願・陳情の対応） （要望書の取扱い）	（請願・陳情の審査基準） 1 〔略〕 （採択した請願・陳情の対応） 1 〔略〕 （要望書の取扱い） 1 〔略〕	（請願・陳情の審査基準） 1 〔略〕 （R7.9.29 削除） （採択した請願・陳情の対応） 1 〔略〕 （R7.9.29 削除） （要望書の取扱い） 1 〔略〕 （R7.9.29 削除）
---	-------------	--	--	--

6	現行の運用に合わせるよう必要な文言に修正及び追加 要綱へ集約するため削除	P13～15 委員会条例関係 第1章 総則 (常任委員会)	(常任委員会) 1～9 〔略〕 10 予算決算委員会での予算審査にあたっては以下のとおりとする。 ① 本会議初日の提案説明は予算の骨子、編成概要とする。 ② 本会議初日の全員協議会で提案説明より詳細な予算の補足説明や新規・主要事業について、必要に応じて所管部長から事業番号をあげて説明を受ける。 ③ 通告のあった事業番号ごとに審査を行う。質疑は一問一答とする。 ※審査の効率化を図るため説明シートの提出を受ける。 ④ 3月定例会議の会議の期間中に行う予算決算委員会での予算議案の採決は、現年度補正予算議案の採決を行った後、新年度の当初予算議案の採決を行う。(H25. 8. 26 項目:全部修正)(H25. 11. 19 修正)(R4. 4. 12 追加) 11 常任委員会は付託された請願、陳情の審査を行う場合、議案に関連する請願又は陳情について、その議案が可決または否決されたときは議決不要とし「みなし採択(不採択)」とすることができる。(H23. 6. 10. 追加) 12 常任委員会は浜田市議会の会期等に関する条例に定める定例日を初日として開く会議その他の会議ごとの議事日程に係る期間中において、請願又は陳情がすでに議決した請願又は陳情の内容と同一のものについては、議決不要とし「みなし採択(不採択)」として扱うことができる。(H23. 6. 10. 追加)(H30. 12. 19 修正) 13～14 〔略〕	(常任委員会) 1～9 〔略〕 10 予算決算委員会での新年度の当初予算審査にあたっては以下のとおりとする。 (R7. 9. 29 修正) ① 本会議初日の提案説明は予算の骨子、編成概要とする。 ② 本会議初日の全員協議会で提案説明より詳細な予算の補足説明や新規・主要事業について、必要に応じて各部の新年度の予算要求と重点事項(優先的に取り組むべき課題と予算)に関する考え方を所管部長から事業番号をあげて説明を受ける。 (R7. 9. 29 修正) ③ 通告のあった事業番号ごとに審査を行う。質疑は一問一答とする。 ※審査の効率化を図るため説明シートの提出を受ける。 ④ 3月定例会議の会議の期間中に行う予算決算委員会での予算議案の採決は、現年度補正予算議案の採決を行った後、新年度の当初予算議案の採決を行う。(H25. 8. 26 項目:全部修正)(H25. 11. 19 修正)(R4. 4. 12 追加) 11 常任委員会は付託された請願、陳情の審査を行う場合、議案に関連する請願又は陳情について、その議案が可決または否決されたときは議決不要とし「みなし採択(不採択)」とすることができる。(H23. 6. 10. 追加)(R7. 9. 29 削除) 12 常任委員会は浜田市議会の会期等に関する条例に定める定例日を初日として開く会議その他の会議ごとの議事日程に係る期間中において、請願又は陳情がすでに議決した請願又は陳情の内容と同一のものについては、議決不要とし「みなし採択(不採択)」として扱うことができる。(H23. 6. 10. 追加)(H30. 12. 19 修正)(R7.
---	--	--	---	--

				9. 29 削除) 13～14 〔略〕
7	現行の運用に合わせるよう必要な文言に修正及び追加	P15 委員会条例関係 第1章 総則 (議会運営委員会)	(議会運営委員会) 1～3 〔略〕 4 会議の期間及び議事日程等に関する調査のため、定期的に開催する議会運営委員会は、各定例会議初日の1週間前に開催する。また、次期定例会議の会議予定等に関する協議は、前の議会の最終日の散会後に議会運営委員会を開催して行う。(H30. 12. 19 修正) 5 〔略〕 6 委員を選出していない1人会派の議員の取り扱い、委員外議員として出席を許可する。欠席の場合は、会議の結果等を副議長が連絡する。	(議会運営委員会) 1～3 〔略〕 4 会議の期間及び議事日程等に関する調査のため、定期的に開催する議会運営委員会は、各定例会議初日の1週間前に開催する。また、次期定例会議の会議予定等に関する協議は、前の 議会定例会議 の最終日の 議会終り散会 後に議会運営委員会を開催して行う。(H30. 12. 19 修正) (R7. 9. 29 修正) 5 〔略〕 6 委員を選出していない1人会派の議員の取り扱い、委員外議員として出席を許可する。 ただし、発言はできるが、討論、表決に加わることはできない。 欠席の場合は、会議の結果等を副議長が連絡する。(R7. 9. 29 修正) 7 議員の資質向上を図ることを目的に、人権やコンプライアンスに関する研修を議会運営委員会主催で毎年度実施する。(R7. 9. 29 追加)

8	現行の運用に合わせるよう必要な文言を追加	P16～17 第2章 審査 (委員の派遣)	(委員の派遣) 1 [略] 2 議長が常任委員会の委員を辞任した場合、毎年1個の常任委員会の行政視察に同行することとする。 3～7 [略]	(委員の派遣) 1 [略] 2 議長が常任委員会の委員を辞任した場合、毎年1個の常任委員会(副議長が所属する常任委員会を除く)の行政視察に同行することとする。(R7. 9. 29 修正) 3～7 [略]
9	現行の運用に合わせるよう必要な文言に修正	P17 第7章 委員会の記録 (委員会の記録の公開)	(委員会の記録の公開) 1 [略] 2 予算決算委員会の委員会記録は、反訳を業者に委託し、一言一句により作成し、インターネット上に掲載する。記録は、議員の申出に応じ事務局が必要部分をプリントアウトする。(H25. 11. 19 修正)	(委員会の記録の公開) 1 [略] 2 予算決算委員会の委員会記録は、反訳を業者に委託し、一言一句により作成し、インターネット上に掲載する。 記録は、議員の申出に応じ事務局が必要部分をプリントアウトする。 (H25. 11. 19 修正) (R7. 9. 29 修正)

10	現行の運用に合わせるよう必要な文言に修正及び追加	P18～19 その他 第1章 傍聴・広報	1 傍聴人の参考に資するため、本会議及び委員会の傍聴者には、会議日程の説明及び議案概要を受付時に配布する。 2 本会議の傍聴に限り、聴覚に障害のある方へ手話通訳者の派遣に努める。傍聴者からの派遣申請が概ね 1 週間前までに事務局に提出された場合に限る。配置場所は傍聴席とする。 3 議会の会議日程は、市民サービスの一環として、事前の広報及びホームページで知らせる。提出議案や会議資料についてもできるだけ事前にホームページに掲載する。 4 「はまだ議会だより」は、年 4 回発行とし、質問の内容については氏名掲載を行うこととし、掲載方法については議会広報広聴委員会に一任する。(H25.11.19 修正)(R2.9.29 変更) 5 一般質問の様子は、録画方式により「石見ケーブルビジョン」の自主放映番組ですべて放映することとする。(R3.3.15「ひゃこるネットみすみ」削除)(R4.4.12 削除)(R4.7.13 修正) 予算決算委員会の様子は、毎年新年度予算を審議する際に放映する。(H25.11.19 修正) 6 質問で不適切な発言があった場合のCATV放送の取り扱いは、議会運営委員会においてその処理を協議する。ただし、協議する時間がないと認めるときは、正副議長、正副議会運営委員長及び発言者で協議決定し、修正処理等行った場合は、その後に議会運営委員会へ報告する。 7 職員との情報共有を図るため、次に掲げる会議を庁内 LAN（議場ロビー及び支所ロビーに設置のモニターを含む。）によりライブ配信する。ただし、秘密会による会議の場合は、この限りではない。	1 傍聴人の参考に資するため、本会議及び委員会の傍聴者には、会議日程の説明及び議案概要を受付時に配布する。(R7.9.29 削除) 21 本会議の傍聴に限り、聴覚に障害のある方へ手話通訳者の派遣に努める。傍聴者からの派遣申請が概ね 1 週間前までに事務局に提出された場合に限る。配置場所は傍聴席とする。(R7.9.29 修正) 32 議会の会議日程は、市民サービスの一環として、事前にに広報はまだ及びホームページで知らせる。提出議案の状況や会議資料についてもできるだけ事前にホームページに掲載する。(R7.9.29 修正) 43 「はまだ議会だより」は、年 4 回発行とし、質問の内容については氏名掲載を行うこととし、掲載方法については議会広報広聴委員会に一任する。(H25.11.19 修正)(R2.9.29 変更) (R7.9.29 修正) 54 一般質問の様子は、録画方式により「石見ケーブルビジョン」の自主放映番組ですべて放映することとする。(R3.3.15「ひゃこるネットみすみ」削除)(R4.4.12 削除)(R4.7.13 修正) (R7.9.29 修正) 予算決算委員会の様子は、毎年新年度予算を審議査する際に放映する。(H25.11.19 修正) (R7.9.29 修正) 65 質問で不適切な発言があった場合のCATV放送の取り扱いは、議会運営委員会においてその処理を協議する。ただし、協議する時間がないと認めるときは、正副議長、正副議会運営委員長及び発言者で協議決定し、修正処理等行った場合は、その後に議会運営委員会へ報告する。(R7.9.29 修正) 76 職員との情報共有を図るため、次に掲げる会議を庁内 LAN（議場ロビー及び支所ロビーに設置のモニターを含む。）により
----	--------------------------	----------------------------	---	---

		(1) 本会議（議場で開催する全員協議会その他の会議を含む。）（R2. 9. 29 変更） (2) 全員協議会室で開催する会（R2. 9. 29 変更） (3) 前 2 号に掲げる会議のほか、議会がライブ配信を適当と認める会議（R2. 9. 29 変更） 7 の 2 市民への情報提供を図るため、次に掲げる会議を市議会ホームページにより録画配信する。この場合において、会議において不適切な発言等があったときは、適宜に当該部分の削除、修正等の処理を行うものとする。 (1) 前項各号に掲げる会議及び第 4 委員会室で開催する会議（R2. 9. 29 変更） (2) 議会広報広聴委員会（はまだ議会だよりの編集及び校正作業部分は除く。）（H22. 11. 22. 修正）（H25. 11. 19 修正）（H28. 8. 26 修正）（H30. 12. 19 削除）（R010704 修正）（R2. 9. 29 追加） (3) 前 2 号に掲げる会議のほか、議会が録画配信を適当と認める会議（R2. 9. 29 追加） 8 傍聴者等（報道機関の出席者及び一般傍聴者）への資料提供は、原則として当日配布によることとし、一般傍聴者用には若干部数を準備する。なお、新年度予算書、予算説明資料、決算書、監査委員意見書及び主要施策等実績報告書については、一般傍聴者には閲覧用として貸し出し、取得を希望する者には有料で提供する。（H23. 6. 10 修正）（H30. 8. 23 変更）（R2. 9. 29 変更）（R3. 3. 15 変更） 9 委員会の行政視察、会派、個人の視察については、その内容を広く公開するため、議長に提出される具体的な報告書をホームページに掲載する。 10 議案における各自の本会議・委員会で	ライブ配信する。ただし、秘密会による会議の場合は、この限りではない。（R7. 9. 29 修正） (1) 本会議（議場で開催する全員協議会その他の会議を含む。）（R2. 9. 29 変更） (2) 全員協議会室で開催する会議（R2. 9. 29 変更） (3) 前 2 号に掲げる会議のほか、議会がライブ配信を適当と認める会議（R2. 9. 29 変更） 76 の 2 市民への情報提供を図るため、次に掲げる会議を市議会ホームページにより録画配信する。この場合において、会議において不適切な発言等があったときは、適宜に当該部分の削除、修正等の処理を行うものとする。（R7. 9. 29 修正） (1) 前項各号に掲げる会議及び第 4 委員会室で開催する会議（R2. 9. 29 変更） (2) 議会広報広聴委員会（はまだ議会だよりの編集及び校正作業部分は除く。）（H22. 11. 22. 修正）（H25. 11. 19 修正）（H28. 8. 26 修正）（H30. 12. 19 削除）（R010704 修正）（R2. 9. 29 追加） (3) 前 2 号に掲げる会議のほか、議会が録画配信を適当と認める会議（R2. 9. 29 追加） 87 傍聴者等（報道機関の出席者及び一般傍聴者）への資料提供は、原則として当日配布によることとし、一般傍聴者用には若干部数を準備する。なお、新年度予算書、予算説明資料、決算書、監査委員意見書及び主要施策等実績報告書については、一般傍聴者には閲覧用として貸し出し、取得を希望する者には有料で提供する。（H23. 6. 10 修正）（H30. 8. 23 変更）（R2. 9. 29 変更）（R3. 3. 15 変更）（R7. 9. 29 修正） 98 委員会の行政視察、会派、個人の視察については、その内容を広く公開するため、議長に提出される具体的な報告書をホ
--	--	--	--

			の表決結果は、市議会だより、議会ホームページに掲載し公表することとする。(H25. 11. 19 追加) (R2. 9. 29 変更) 11 市民への情報提供を図るため、会議資料については、原則として議員への提供と同時期に市議会ホームページに掲載する。(R3. 3. 15 追加)	ホームページに掲載する。(R7. 9. 29 修正) 109 議案における各自の本会議・委員会での表決結果は、市議会だより(賛否が分かれた場合のみ)、市議会ホームページに掲載し公表することとする。(H25. 11. 19 追加) (R2. 9. 29 変更) (R7. 9. 29 修正) 110 市民への情報提供を図るため、会議資料については、原則として議員への提供と同時期に市議会ホームページに掲載する。(R3. 3. 15 追加) (R7. 9. 29 修正)
11	送り仮名修正	P19 その他 第2章 会派及び各派交渉会	1 〔略〕 2 会派を結成したときは、代表者はその名称及び所属議員名等を速やかに議長に届け出るものとする。また、届け出事項に異動が生じた場合も、同様とする。 3～6 〔略〕	1 〔略〕 2 会派を結成したときは、代表者はその名称及び所属議員名等を速やかに議長に届け出るものとする。また、届け出事項に異動が生じた場合も、同様とする。(R7. 9. 29 修正) 3～6 〔略〕
12	現行の運用に合わせるよう必要な文言を追加	P19～20 その他 第3章 全員協議会	1～6 〔略〕 7 全員協議会の執行部出席者は、原則として部長以上の職にあるものとする。 8～10 〔略〕	1～6 〔略〕 7 全員協議会の執行部出席者は、原則として議題に関係ある部長以上の職にあるものとする。(R7. 9. 29 修正) 8～10 〔略〕
13	現行の運用に合わせるよう必要な文言を追加	P20～21 その他 第5章 その他	1～5 〔略〕 6 退職予定の本会議常時出席者の執行部管理職は、毎年3月定例会議最終日の議場又は全員協議会において、あいさつの場を設けることとする。(課長職等は所管の予算決算委員会終了時にあいさつの場を設ける) (H30. 12. 19 修正) (R3. 9. 29 修正)	1～5 〔略〕 6 役職定年又は退職予定の本会議常時出席者の執行部管理職は、毎年3月定例会議最終日の議場又は全員協議会において、あいさつの場を設けることとする。としていたが、役職定年となる職員の氏名を事務局から議員へ情報提供する方法へ変更する。 (課長職等は所管の予算決算委員会終了時にあいさつの場を設けることについても同様の方法へ変更する) (H30. 12. 19 修正) (R3. 9. 29 修正) (R7. 9. 29 修正)